

三木町学校給食費に関するQ&A



三木町教育委員会

※このQ&Aは、令和6年11月時点の内容で作成しています。

今後、規則改正等により、手続き方法や学校給食費が変更となる場合があります。

※「学校給食費に関する大切なお知らせ」も必ずご覧ください。

1 公会計制度について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは、何ですか？

A1-1 三木町立小中学校および幼稚園（以下「学校」という。）の学校給食費の徴収・管理を各学校に代わり、三木町が実施することです。

Q1-2 どうして公会計化するのですか？

A1-2 公会計化の目的は、次のとおりです。

- 学校給食費の徴収管理等における教職員の業務負担の軽減が図られます。
- 納付方法の多様化などにより、保護者のみなさまの利便性が向上します。
- 学校給食費を三木町の予算に計上することにより、会計事務の透明性が向上します。
- 学校給食費の徴収状況に影響されることなく、安定的な学校給食を実施することができます。

Q1-3 公会計化により、保護者にとって何が変わりますか？

A1-3 変わるところは、次のとおりです。

- 学校給食費の支払先が、学校から三木町に変わります。
- 支払方法が口座振替だけでなく、クレジットカードが使えるようになります。
- 学校給食を長期欠席等により食べない時は、書類の提出が必要になります。
- 学校給食費の滞納があった場合には、三木町または収納の事務を委託しているNTTファイナンス株式会社（以下「三木町等」という。）から督促状を送付いたします。また、学校給食を申し込みされる際に、学校給食費の滞納があった場合、児童手当等から学校給食費に充てる同意をいただくこととしています。

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費の請求はどうなりますか？

A2-1 学校給食費は、年10回払いとなります。（4・5月は請求がありません。）

月額は、年間予定額（1食単価×年間給食提供予定数）を10等分（100円未満切り上げ）した額です。第1期から第9期までは定額をお支払いいただきます。

なお、第10期については、実際の喫食数により年間納付額を確定し、請求させていただきます。

【第10期請求額＝（年間納付額）－（第1期から第9期までに納付すべき額）】

●単価

| 区分 | 1食分単価 | 月額単価 | |
|------------|-------|----------|------|
| | | 第1期から第9期 | 第10期 |
| 幼稚園 | 280円 | 5,100円 | 調整額 |
| 小学校 | 285円 | 5,600円 | |
| 中学校（1・2年生） | 325円 | 6,100円 | |
| 中学校（3年生） | | 5,600円 | |

※食物アレルギー等により減額の適用を受けた場合は、単価の調整を行います。

※令和6年度の学校給食費の1食分単価を基に月額単価を計算しております。今後において、単価が変更となる場合は、改めてお知らせします。

●期別・納付期限

| 期別 | 納付期限 | |
|------|--------|----------------------|
| | 口座振替 | クレジットカード払い |
| 第1期 | 6月25日 | 各クレジットカード会社の支払日に準じる。 |
| 第2期 | 7月25日 | |
| 第3期 | 8月25日 | |
| 第4期 | 9月25日 | |
| 第5期 | 10月25日 | |
| 第6期 | 11月25日 | |
| 第7期 | 12月25日 | |
| 第8期 | 1月25日 | |
| 第9期 | 2月25日 | |
| 第10期 | 3月25日 | |

※ただし、口座振替の場合、納付期限が土日祝日の場合は、翌営業日となります。

Q2-2 食物アレルギー等による減額の適用を受けた場合の月額はどうなりますか？

A2-2 食物アレルギー等による減額の適用を受けた方についても、月額は同額を徴収させていただきます。なお、減額分については、翌年度4月に口座振り込みさせていただきます。

Q2-3 学校給食費をいくら支払うのか、お知らせはありますか？

A2-3 每年6月頃に第1期から第10期までの学校給食費の決定に係る通知を送付する予定です。また、調整後の第10期の納付額についても、3月に通知する予定です。

Q2-4 学校給食費の調整とは何ですか？

A2-4 学校給食費の調整とは、1年間の学校給食費が年間納付予定額より少なかった（または多くなった）場合、第10期で額の変更（減額または増額）を行うことです。なお、第1期から第9期までお支払いいただいた額が、年間の学校給食費より多い場合は、差額をお返しします。年度の途中で転校する場合も、転校（園）日までにお支払いいただいた学校給食費と喫食実施回数を比較して調整を行います。

Q2-5 学校給食を食べない日があった場合、調整してもらえますか？

A2-5 急な発熱やけがなどで学校を休む場合には、調整（減額）の対象になりません。これは、学校給食に使用する食材の発注の停止が間に合わないためです。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く）の場合も調整の対象なりません。ご理解をお願いいたします。



Q2-6 どのような場合に学校給食費を調整してもらえますか？

A2-6 学校給食費の調整については、次のとおりです。

※食材発注変更が可能な場合のみ対象となります。

| 調整の対象 | 調整の条件 |
|---|--|
| 食物アレルギー等の理由により、飲用牛乳の提供を中止にする場合または飲用牛乳のみの提供を受ける場合 | <ul style="list-style-type: none">食物アレルギー対応は、事前に学校との協議が必要です。「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出が必要となります。その内容を審査し、「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額可否決定通知書」にてお知らせします。 |
| 病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く。）欠席する旨を、学校給食の停止を希望する日の5日前（学校休業日を除く。）までに届け出た場合 | 「三木町学校給食（停止・再開）届」を学校に提出して、5日（学校休業日を除く。）を経過する日以後から学校給食費を調整します。 |
| 年度の途中で、三木町立の学校以外の学校へ転校する場合。 | |
| 停止していた学校給食を再開したい場合 | |
| 気象警報の発令等、感染症等による学級閉鎖、学年閉鎖または学校閉鎖により学校給食を受けられない場合 | 学校が臨時休業、学年・学級閉鎖を決定し、学校給食を受けられない場合、学校給食費を調整します。 |
| 災害その他の事由により、三木町が学校給食を実施しなかった場合 | 学校給食を提供できない期間全体を調整します。 |

3 学校諸費について

Q3-1 学校諸費とは何ですか？

A3-1 教材費、PTA会費、修学旅行費など、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q3-2 学校諸費も三木町に支払うようになるのですか？

A3-2 学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが異なるため、これまでどおり学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

4 学校給食費の支払について

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法になりますか？

A4-1 原則として、金融機関口座からの口座振替またはクレジットカード払いによりお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカード払いどちらも希望しない場合は、納付書をお送りしますので、金融機関かコンビニエンスストアでのお支払いとなります。

Q4-2 口座振替やクレジットカード払いの場合、手数料はかかりますか？

A4-2 口座振替等に係る手数料は、三木町が負担します。保護者のみなさまには、給食食材購入のための実費相当分（＝学校給食費）のみをご負担いただくこととなります。

Q4-3 残高不足により口座振替ができなかった場合はどうなりますか？

A4-3 再振替はありません。三木町等より納付書をお送りいたしますので、金融機関またはコンビニエンスストアでの納付をお願いします。

Q4-4 学校給食費を現金で学校に直接持って行ってもいいですか？

A4-4 学校では現金のお預かりはいたしません。なお、特別の事情がある場合は、三木町学校給食センター Tel 087-813-8777 (三木町教育委員会教育総務課 Tel 087-891-3313) へご相談ください。

5 登録する口座やクレジットカードについて

Q5-1 登録する口座やクレジットカードは、保護者以外の名義でも大丈夫ですか？

A5-1 大丈夫です。

口座振替の場合は、「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」の「口座名義人」の欄は口座名義人の氏名と金融機関届出印を記入・押印し、「保護者 氏名」の欄には保護者の氏名を記入してください。

クレジットカードの場合は、「クレジットカード払い依頼書」の「お申込者情報」および「保護者署名欄」は、保護者の氏名・電話番号・メールアドレスを記入し、その後、登録したメールアドレスに届いたメールからクレジットカード情報を登録する際には、利用するクレジットカードの情報を入力してください。

Q5-2 学校諸費の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-2 大丈夫です。支払先が三木町に変更となるので、同じ口座でも改めて口座振替の手続きが必要になります。なお、学校諸費につきましては、これまで通り学校に納めいただきます。ただし、残高不足にならないようにご注意ください。

Q5-3 きょうだい全員が同じ口座やクレジットカードを利用しても大丈夫ですか？

A5-3 大丈夫です。お手数ですが、お子さま 1 名ごとに手続きが必要になります。

Q5-4 一度登録した口座やクレジットカードを変更したい場合は、どうしたらいいですか？

A5-4 口座振替の場合、新たに「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」に記入、押印のうえ提出いただきます。クレジットカードの場合は、変更したい旨三木町学校給食センターTEL087-813-8777 (三木町教育委員会教育総務課TEL087-891-3313) へご連絡いただくと、登録いただいているメールアドレスにクレジット情報登録依頼メールをお送りしますので、登録をお願いいたします。

Q5-5 一度登録した口座やクレジットカードは三木町立の学校等に在籍している間は有効ですか？

A5-5 口座振替の場合は、一度登録していただいたら中学を卒業するまで有効です。クレジットカードの場合は、進学（幼稚園から小学校、小学校から中学校）する際に、登録していただいたメールアドレスに再度クレジット情報登録依頼メールが届きますので、登録をお願いいたします。

6 就学援助を受けている場合について

Q6-1 就学援助とは何ですか？

A6-1 三木町の小中学校に通われているお子さまの保護者のみなさまなどに対して、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査の上、助成する制度です。詳しくは三木町教育委員会教育総務課TEL087-891-3313までお問い合わせください。

Q6-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A6-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に三木町に支払われますので、保護者のみなさまが納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「三木町学校給食申込書」と「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」等または「クレジットカード払い依頼書」等のどちらかの提出は必要です。

なお、就学援助を申請中の場合は、認定されるまでの間の学校給食費を納入していただきます。また、就学援助の認定を受けている世帯が非認定となった場合も、学校給食費の納付をする必要があります。

7 生活保護費受給世帯について

Q7-1 生活保護を受給している場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A7-1 生活保護を受けている児童等の学校給食費は、生活保護費から自動的に三木町に支払われますので、保護者のみなさまが納付する必要はありません。ただし、認定等の変更に迅速に対応するため、「三木町学校給食申込書」と「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」または「クレジットカード払い依頼書」のどちらかの提出は必要です。

- Q7-2** 生活保護を申請している場合の学校給食費はどうなりますか？
A7-2 生活保護の申請中の方は、学校給食費を納付していただきます。その後、受給開始となった場合は、受給開始となった期間内の納付分を還付します。また、生活保護を受給していた方でも、年度途中で生活保護の停止または廃止となった場合は、停止または廃止となった日以降の学校給食費の納付をしていただきます。ただし、生活保護が停止または廃止となり、就学援助を申請し、認定となった場合は、就学援助費から自動的に三木町に納付されます。

8 第2子以降学校給食費補助事業について

- Q8-1** 第2子以降の学校給食費の補助はどうなりますか？
A8-1 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、第2子以降に該当する町立小中学校の児童及び生徒に対して給食費を補助しております。
今後、申請等の詳細をお知らせいたします。

9 学校給食費の滞納について

- Q9-1** 学校給食費を滞納した場合はどうなりますか？
A9-1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付しますので、納付をお願いいたします。なお、自主的な納付が難しい場合は、児童手当等から徴収することがあります。
三木町では、学校給食申込書に学校給食費が滞納した場合、児童手当等から学校給食費に充てる同意をいただくこととしています。
- Q9-2** 児童手当等から徴収するとはどのようなことですか？
A9-2 学校給食費の滞納がある場合、保護者のみなさまの同意に基づき、滞納している学校給食費分の金額を児童手当等から徴収することです。
- Q9-3** それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？
A9-3 児童手当等からの徴収などに同意がいただけない場合や、三木町からの連絡に応じていただけない場合は、法的措置を講じる場合があります。

10 「三木町学校給食申込書」について

- Q10-1** 「三木町学校給食申込書」は毎年提出しなければいけませんか？
A10-1 每年提出する必要はありません。一度提出していただければ、お子さまが三木町立の幼稚園または学校に在籍している間は有効です。

Q10-2 きょうだいの場合、「三木町学校給食申込書」はそれぞれ提出が必要ですか？

A10-2 必要です。1人につき1枚の提出をお願いします。

11 「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」および「クレジットカード払い依頼書」について

Q11-1 口座振替依頼書の手続きを行えばすぐに口座振替できますか？

A11-1 口座振替の手続きをされた日から口座振替ができるようになるには、2ヶ月程度かかります。それまでに給食費の支払いが発生する場合は、三木町の窓口でのお支払いをお願いするようになります。

Q11-2 クレジットカード払い依頼書の手続きを行えばすぐにクレジットカード払いができますか？

A11-2 原則、クレジットカード払い依頼書を提出された後に、登録したメールアドレスにクレジットカード情報登録依頼メールが届きます。そのメールから利用するクレジットカードの情報を登録した次の支払日からクレジットカードの利用が可能となります。

12 「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」について

Q12-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

A12-1 食物アレルギーのある方で、次の場合において、学校給食費の減額が適用されます。必ず事前に学校と協議を行ったうえ、現在通っている学校等へ申請してください。なお、進学する場合は、進学先の学校へ提出してください。

【次の提供を停止又は次の提供のみを行う場合】

- ・飲用牛乳

Q12-2 飲用牛乳の再開により、食物アレルギー等に係る学校給食費の減額が必要でなくなった場合はどのような手続きが必要ですか？

食物アレルギー等の治癒により、停止していた飲用牛乳を再開する場合、「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届」を提出してください。この場合、必ず学校と協議を行ったうえ、届け出してください。

13 「三木町学校給食費（停止・再開）届」について

Q13-1 どのようなときに提出するのですか？

A13-1 次のような場合に提出が必要です。なお、停止及び再開は、学校に提出があった日から起算して、5日を経過する日（学校休業日を除く。）以後からの対応となります。

- ・三木町外へ転出する場合
- ・三木町立の幼稚園および小中学校以外の学校へ転校する場合
- ・病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上（学校休業日を除く。）欠席する場合
- ・停止していた学校給食を再開する場合

14 「三木町学校給食申込事項変更届」について

Q14-1 どのようなときに提出するのですか？

A14-1 次のような場合に提出が必要です。なお、町内転校の場合は、転校前に在籍している学校へ、転校が確定次第速やかに提出してください。また、食物アレルギー等の対応については、転校後の学校と協議のうえ、「三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書」の提出が必要です。

- ・住所が変更となった場合
- ・名前が変更となった場合
- ・通学する学校が変更となった場合（町内転校）

※小中学校に進学する場合を除きます。

15 その他

Q15-1 手続きに必要な書類はどこでもらえますか？

A15-1 手続きに必要な書類等は、学校または教育委員会教育総務課にありますので、お問い合わせください。

Q15-2 申請書に記入した漢字以外の漢字で書類が届いたのですがどうしてですか？

A15-2 三木町等からお送りする書類の氏名の漢字については、使用されている漢字が外字（使用する機器に標準で搭載されず、特別に追加で作られた文字）の場合は、日本工業規格 JIS X 0213 の文字での表記となります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

